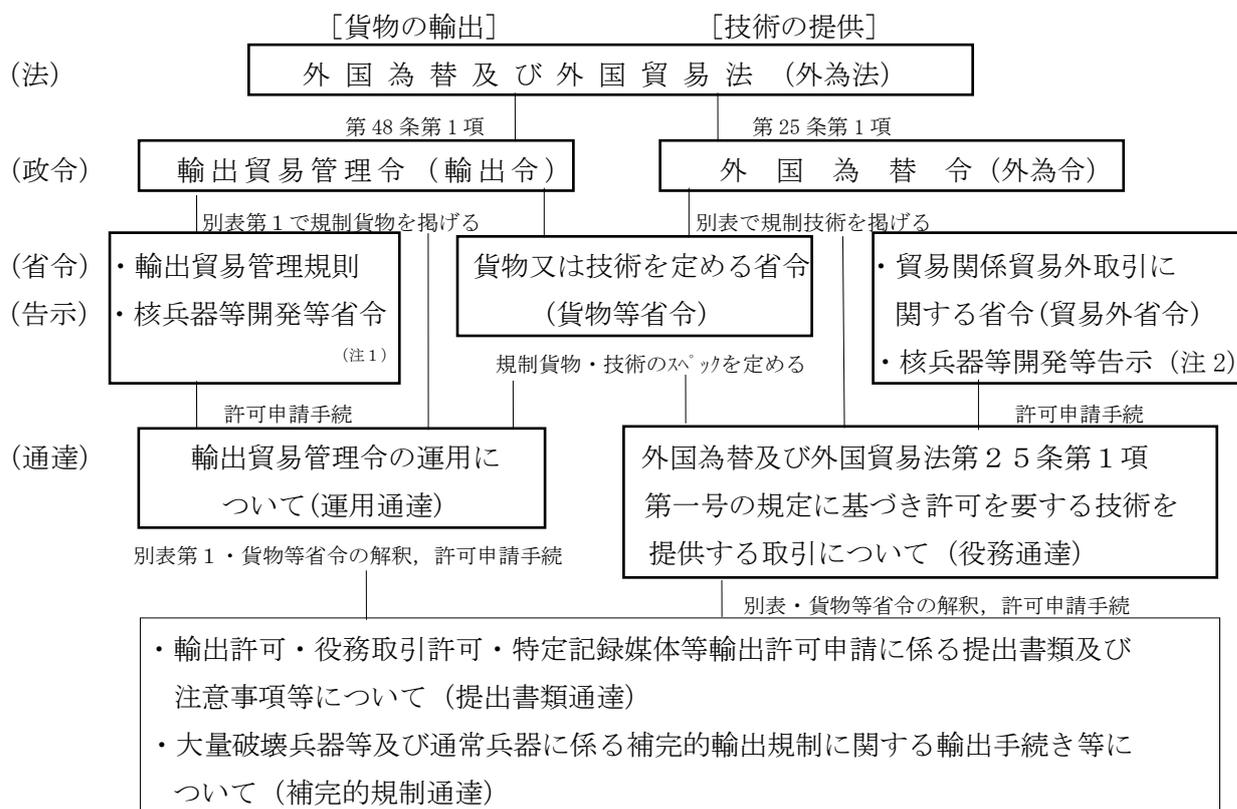


法令 ミニガイド

日本は、国際レジームに基づき「外国為替及び外国貿易法」（第 25 条第 1 項，第 48 条第 1 項）により、全地域を対象に安全保障に係わる輸出規制を実施している。

◆**外為法の主旨**・・・輸出規制に関する法の主旨は、“国際的な平和と安全の維持を妨げることとなると認められる『貨物の輸出』と『技術の非居住者への提供を目的とする取引』を行う場合は、経済産業大臣の許可を要する”というもの。

◆**体系**・・・輸出規制についての法，政令および主な省令・通達の体系は、次のとおり。



注 1：輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令

注 2：貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 1 項第 4 号イの規定により、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合

注 3：上記以外に、通常兵器キャッチオール規制に関する「通常兵器開発等省令」、「通常兵器開発等告示」、「技術仲介おそれ告示」が施行されている。

もう一つの表し方をすると、以下となる。

法律 (国会)	政令 (内閣)	省令・告示 (経済産業省)	通達・お知らせ等 (貿易経済協力局)
第 48 条 外為法	輸出令 別表第 1 第 1 項～第 16 項	第 1 条～第 14 条 貨物等省令	運用通達
第 25 条	外為令 別表	第 15 条～第 28 条 貨物等省令	役務通達
根拠規定	規制品目	規制値/仕様 (規制 SPEC)	解釈と注意事項 (語句の定義等)

◆輸出管理に関する国際レジームとは、大量破壊兵器に関する工業製品、技術等を保有している国が参加し、輸出管理の規制対象となる大量破壊兵器関連品目、関連技術および転用可能な汎用品をリスト化し輸出管理に関するガイドラインを規定しているもの。

◆外為法の第48条第1項では、以下のように定められている。(第25条第1項も主旨は同じ)

・国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

ここで云う、「特定の種類の貨物」が所謂リスト規制貨物であり、輸出令別表第1に掲げられている(第1項～第15項)。第16項は、キャッチオール規制貨物と云われ、取引の内容が定められた要件に該当した場合のみ、経済産業大臣の許可が必要となる。(技術も同じ)

なお、輸出令別表第1及び外為令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令として貨物等省令が制定されている。これらは、関係法令集の前編にリストとしてまとめられている。

輸出管理に関する国際レジームと外為法での規制品目を以下に示す。

規制目的	輸出管理レジーム等	別表第1(規制貨物)および別表(規制技術)
武器輸出規制	(通常・大量破壊兵器)	1項 武器
大量破壊兵器の不拡散	原子力供給国グループ(NSG)	2項 核兵器関連(原子力)
	オーストラリア・グループ(AG)	3項 化学兵器関連 3の2項 生物兵器関連
	ミサイル関連技術輸出規制(MTCR)	4項 ミサイル関連
通常兵器の過剰蓄積防止	ワッセナー・アレンジメント(WA)	5項 先端材料 6項 材料加工 7項 エレクトロニクス 8項 コンピュータ 9項 通信関連 10項 センサー、レーザー 11項 航法関連 12項 海洋関連 13項 推進装置 14項 その他 15項 機微品目
キャッチオール規制		16項 ほぼすべての一般産業品目(食料・木材等除く)

◆輸出令 別表第4に掲げる地域・・・慎重な対応を要する国

・イラン、イラク、北朝鮮

◆輸出令 別表第3に掲げる地域・・・キャッチオール規制の対象にならない国

・アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 (上記の26カ国。(以前は、ホワイト国とも呼ばれていた))

◆輸出令 別表第3の2に掲げる地域・・・国連武器輸出禁止国(10カ国)

・アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

次頁以降において、外為法を含む関係法令の内容について概説する。

<法律>

◆[外為法\(外国為替及び外国貿易法\)](#)

元々は、厳しい国際競争にさらされる産業の保護を図るため昭和24年に公布されたもの。
第4章の資本取引等、第6章の外国貿易は、輸出管理の基本理念となっている。

第1条(目的)

対外取引に対する必要最小限の管理または調整を行うことにより、平和と安全の維持を期し・・・。

第6条(定義)

本邦:本州、北海道、四国、九州及び財務省・経済産業省で定める附属の島。

居住者:本邦内に住所または居住を有する自然人及び本邦内に事務所を有する法人。

→●[解釈及び運用について](#)、別記あり(p600:第26版)

概要は、以下の通り

	個人		法人
	日本人	外国人	
居住者	①日本に居住 ②日本の在外公使館に勤務 (外国に滞在していても)	①日本の事務所に勤務 ②日本に入国後6ヶ月以上 経過	①日本にある外国法人の 支店、事務所等 ②日本の在外公館
非居住者	①外国にある事務所に勤務 (海外外向者を含む) ②2年以上外国に滞在する 目的で出国 ③2年以上外国に滞在 ④上記で一時帰国し、日本 での滞在期間が6ヶ月未満	①外国に居住 ②外国政府又は国際機関の 公務を帯びる者 ③外国で任命又は雇用された 外交官、領事官、これらの 随員、使用者	①外国にある日本法人の 支店、事務所等 ②日本にある外国政府の 公館、国際機関 ③米軍隊及び国際連合 軍隊等

第10条(平和、安全維持)

平和、安全維持のため特に必要がある時は、閣議にて対応措置を決定することができる。

第25条(役務取引等)

居住者は、非居住者との間で取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、
経済産業大臣の許可を受けなければならない。

→第1項・・・特定技術を特定の地域(もしくは非居住者)に提供することを目的とする取引の場合

第2項・・・必要があると認める時は、特定国以外の非居住者にも、義務を課することができる。

第3項一号イ・・・特定国に特定技術が記載または記録された文書、記録媒体を輸出する場合
ロ・・・特定国が受信することを目的として特定技術の情報を送信する場合

第4項号・・・外国相互間の貨物の移動を伴う取引(仲介貿易)→[仲介貿易運用通達](#)(p595)

第25条の2(制裁等)

前条第1、4項の法令違反者に対して、経済産業大臣は3年以内の輸出(取引)を禁止することができる。
また、前条第2、3項の法令違反者に対しては、1年以内の輸出禁止となっている。

第48条(輸出の許可等)

第1項:政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物を輸出しようとする者は、
政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第2項:必要があると認める場合は、特定の地域以外も、政令により義務を課することができる。

第53条(制裁)

前条第1項の法令違反者に対して、経済産業大臣は3年以内の輸出禁止を出すことができる。
また、第2項の法令違反者に対しては、1年以内の輸出禁止となっている。

第54条(税関長に対する指揮監督等)

第1項:経済産業大臣は、その所掌に属する貨物の輸出入に関し、税関長を指揮監督する。

第2項:権限の一部を税関長に委任できる。→参考・・・関税法第70条。

第55条の6(技術導入契約の締結等の報告)

非居住者との間で技術導入契約の締結等をした場合は、財務大臣への報告が必要。

- 第55条で支払等の内容を財務大臣へ報告とあり、このための事前届出手続き。
- 第30条で技術導入契約の締結等の届け出について規定されている。(工業所有権 etc)

第55条の10(輸出者等遵守基準)

第25条、48条の1項に規定する輸出を業として行う者は、遵守すべき基準を定めなければならない。

第67条(許可の条件等)

主務大臣は、許可または承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第68条(立入検査)

立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、質問させることができる。
ただし、立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し関係人に呈示する。

第69条の6(罰則)

- 第1項・25、48条の第1項に違反した者は、7年以下の懲役若しくは2,000万円以下の罰金、又は併科。
ただし、価格の5倍が2,000万円を超える場合は、5倍以下とする。(第25条は第4項も対象)
なお、48条第1項については未遂罪も罰せられる。・・・(輸出申告の時点(貨物))
- 第2項・核兵器等に関する取引違反をした者は、10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金、又は併科。ただし、価格の5倍が3,000万円を超える場合は、5倍以下とする。

第69条の7

第25、48条の第2、3項に違反した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科。
ただし、価格の5倍が1,000万円を超える場合は、5倍以下とする。

第70条

第25条の第3項に違反した者は(取引対象は特定国以外)、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科。ただし、価格の3倍が100万円を超える場合は、3倍以下とする。

第73条

第67条第1項により付された条件に違反した者は、10万円以下の過料。

<政令・省令・告示>

- ◆[輸出令\(輸出貿易管理令\)](#)・・・貨物に関するもの(別表第1に関連の貨物リストが掲げられている)
外為法の第26条、第48条、第67条、第69条及び附則第4項の規定に基づき、実施するための政令。

第1条(輸出の許可)

- 第1項: 特定の種類の貨物: 別表第1(別1)中欄に掲げる貨物
第2項: 経済産業省令で定める手続きに従い、許可申請が必要。・・・輸出貿易管理規則、運用通達

第2条は、別2関連(輸出の承認)について規定している。

第4条(特例) 許可が不要なもの。ただし、別1の1項(武器)の貨物には適用できない。

- 第1項は別1、第2項・・・は別2に関するもので輸出令別表第2がある。
- 一号: 仮陸揚げした貨物に対するもの。別表第3の国以外へは、[仮陸揚げおそれ省令](#)、インフォーム等の制約あり
- 二号: イ・・・外国貿易船又は航空機の自己用(旧ホワイト国) (p482)
ハ・・・国際機関が送付する貨物で、条約等で輸出に対する制限が免除されているもの。
ニ・・・本邦の大使館、公使館、領事館等に送付する公用の貨物
ホ、ヘ・・・無償で輸出/入する場合
- [無償で輸出・入すべきものとして告示で定めるもの](#)、として別記あり(p487)
 - ・修理後の再輸出(一対一の交換含む) ・展博等終了後の返送品
 - ・一時的に携帯等で持ち出す個人使用のPC等(条件あり)・・・一時的の解釈は運用通達
- 三号: 16項目において、核兵器・通常兵器等へのおそれがない場合・・・[キャッチオール規制](#)
イ・・・[核兵器等開発等省令](#)(旧:おそれ省令)として別記あり(p483)・・・大量破壊兵器キャッチオール規制
→ただし、別表第3(旧ホワイト国)の地域は規制の対象外
- 1号 : 用途要件(輸出する貨物の用途) →大量破壊兵器等の開発等、若しくは別表行為
2, 3号: 需要者要件(輸出する貨物の最終需要者) ただし、あきらかな場合は除く。
→入手した文書のうち、[経済産業大臣が告示で定めるもの](#)として別記あり(p486)
→経済産業省が作成した文書等・・・[外国ユーザーリスト](#)(p650)
- ロ・・・インフォームなしの条件(おそれの対象貨物は、イの内容(大量破壊兵器))

第9条(許可を要しない役務取引等)

第1項は、経済産業大臣が指定する行為。第2項は経済産業大臣が指定する取引。

一号:経済産業大臣が行う取引 二号:防衛大臣が行うもの 三号:政府間協定に基づくもの
四号:事前に許可申請された第三者への取引 「技術仲介おそれ告示」(p540)

五号:別表の1項に関する外国間等技術取引 六号:別表の2~16項に関する外国間等技術取引 ↑

七号:16項品において、居住者または外国の非居住者に提供するもの…**キャッチオール規制**

●内容は、輸出令4条の第1項三号とほぼ同じ。**核兵器等開発等告示**(旧:おそれ告示(p541))

→イ、ロ、ハ、ニの項あり **通常兵器開発等告示**(p542)

九号:公知の技術提供 十号:基礎技術分野の研究に関するもの 十一号:特許関連のもの

十二号:貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって、必要最小限のもの。

イ:性能・特性が向上する。 ロ:修理技術で、当該貨物の設計・製造技術と同等のもの

ハ:貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの…イ~ハは、対象外(保守・修理)

十三号:プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術(プログラムを除く)であって、必要最小限のもの。…十三号のイ~ハの除外される条件は、上記と同じ。

十四号:プログラムの提供…イ:購入に際し何ら制限を受けず、使用に際して技術支援が不要なもの。

ハ:別1の貨物と同時に提供される貨物専用の使用プログラム(ソースコードの提供は対象外)

ニ:役務取引許可を受けて提供したもので、許可範囲内の機能修正(バグ修正等)

ホ:輸出した貨物の据付等の必要最小限のプログラム…(ホ・ヘの対象は別1の4から15項)

ヘ:提供したプログラムのインストール、操作等の必要最小限のプログラム

→●上記の十二~十四号の適用は告示で定めるもの以外。**使用技術告示**として別記あり(p543)

◆**輸出者等遵守基準省令**…外為法第55条の10により、輸出者が遵守すべき基準を定めたもの。

第1条一号:イ…該非確認についての「該非確認責任者」を選任すること。

ロ…輸出業務の従事者に対し、最新の法令等を遵守するために必要な指導を行うこと。

二号:イ…特定重要貨物等(第1から15項)輸出者等は、統括責任者を選任すること。

ロ…輸出管理部門の権限・責任を定めること。 ハ…該非確認に係る手続を定めること。

ニ、ホからリまで記載あり。(用途の確認、定期的な監査、教育、文書等の保管、再発防止等)

<通達>

■**運用通達**(輸出貿易管理令の運用について)

・外為法第48条に基づく規定…対象は、貨物。

輸出の許可及び許可申請の手続きに関する実施細則

輸出の時点(0-2)

・輸出の時点は、貨物を外国に向けて送付するため船舶又は航空機に積み込んだ時点とする。

輸出の許可(1-1)

・輸出許可申請に対する手続き、申請書類等が規定されている。 ↓ 代金の10%以内が妥当。

・総価格の取扱いは当該貨物に係る代金で、代理店手数料等がある場合は差し引いた残額をいう。

リスト規制貨物の許可(1-1(7))

・別表1の解釈として、他の貨物の部分をなしているもの、主要な要素となっていない、分離しがたい等の記載、説明あり(p555) 以下が、その概要。

(イ) 輸出令別表第1の解釈…ただし、リスト規制貨物であっても、他の貨物の部分をなしているものであって、他の貨物の主要な要素となっていない又は他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、別1の1の項から15の項までの中欄に掲げる貨物に含まれないものとする。(注1)

・他の貨物の部分をなしているもの…ある特定の他の貨物の機能の一部を担っており、かつ他の貨物に正当に組み込まれた状態を云う。(注2) この場合であって、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離するものについては、他の貨物の部分をなしているものと判断される。

・主要な要素となっていない…量、価格などを考慮して判断するものとする。組込先の他の貨物の価格の10%を超えない場合、組み込まれている貨物は、組込先の他の貨物の主要な要素となっていないと判断される。(注3) ただし、価格は初期製造時の市場価格を元が判断の基本。

・分離しがたい…電子部品にあっては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される(注4)

注1:通達をそのまま読むと、リスト規制貨物に含まれない(16項に該当)と取れる。

要するに、判定に関しては他の貨物の方での管理となる。

注2:ノートパソコン駆動用の外付け電源(ACアダプタ)は、貨物の部分をなしているものだが、組込まれているものではないために部分品に当たらないと解釈される。

注3:電子計算機(輸出令別表第1の8の項)には、この運用通達は適用されない。このため、電子計算機では貨物等省令第7条の「他の装置に内蔵されたもの」とされている部分で規定されており、その解釈として「販売価格の35%を超える場合が主要な要素」となっている。(p265)

注4:半田付け以外でも、装置のラインに溶接(接続)された弁等、機械・化学的に一体となっており、分離されることで所定の性能が低下または喪失してしまう場合は、分離しがたいと云える。

特例(4-1-1)

- ・仮陸揚げ貨物の解釈が規定されている。

特例(4-1-2)

- ・輸出令第4条1項第二号の解釈及び取り扱いが規定されている。
ここの(5)(イ)で無償の輸出入等に関しては、「修理完了後の再輸出であって、仕様に変更のないもの」と規定されている。なお、修理には「1対1の交換を含む」との説明あり。(p569)
- ・(へ)(ト)で、「一時的に入出国するもの」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は2年未満の予定で出国するものと定義されている。

税関の確認等(5-0)

- ・外為法第54条に基づくもので、確認の時期、書類等が規定されている(p577)

許可の有効期間(8-1)

- ・(1)で 有効期間は6ヶ月とされ、その起算は許可した日の翌日とある。
また、(3)で 特に必要があると認めるときは、6ヶ月と異なる有効期限を定める、の記載あり。

輸出許可等事務の取扱区分(別表第1)

- ・別紙にて、安全保障貿易審査課とそれ以外(経済産業局または沖縄総合事務局)の区別あり。
→大雑把に整理すると、経済局に申請できるものは以下である。
 - ・2~4項 :別表第3の国向け (一部、レジーム加盟国に対するものあり)
 - ・5~13項:(別表第4地域+別表第3の2地域)以外。
 - ・14、15項:別表第3の国向け。告示貨物(別表第3の3)も同じ扱い。
それ以外は、審査課となる。(仲介貿易取引及び16項での必要なものも審査課)

輸出関係書類の記入要領(別表第3)

輸出関係書類の訂正又は変更(別紙第4)

■ 役務通達(許可を要する技術提供取引)

- ・外為法第25条に基づく規定→→役務(技術)
役務取引許可及び許可申請の手続きに関する実施細則

1. 役務取引許可の対象

- ①外国において提供することを目的とする取引
 - ②特定国の非居住者に提供することを目的とする取引
- ただし、公知の技術を提供する取引又は技術を公知にするために提供する取引は許可の必要なし。
・不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為は含まない、と定義されている。

用語(技術関連)の解釈(3):p602

- ・技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。
- ・プログラムとは、特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものをいう。
- ・設計とは、…。 製造とは、…。 使用とは、…。 技術データとは、…。 技術支援とは、…。 基礎化学分野の研究活動とは、…。 特別に設計されたプログラムとは、…。 取引とは、…。

許可を必要とする時点(4):p603

- ・貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引き渡す前の時点
- ・技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術が居住者又は非居住者に提供される前の時点

- ・外国に向けた特定記録媒体等の船舶若しくは航空機への積み込みより前の時点。
- ・電気通信による特定技術を内容とする情報を特定国に向けて送信する前の時点。

2. 役務取引の許可

- ・同一契約にて、輸出の許可と同時申請の場合は、重複書類は省略できる。
- 役務取扱許可事務の取扱区分、申請書の添付資料等々
- ・別紙2-2、別紙3等で説明あり(p6071)

■ 防衛装備の海外移転について…防衛装備移転の三原則が閣議決定された(p615)

1. 移転を禁止する場合の明確化…国連安保理事会の決議に違反する場合、紛争当事国等
 2. 移転を認める場合は厳格審査を行い、情報の公開を図る。
 3. 防衛装備の海外移転は、適正管理が確保される場合に限定
- 上記に基づく三原則の運用指針も定められた。
- なお、これに伴い従来の武器輸出三原則等は廃止された。

■ 原子力関連輸出の二国間協定(p621)

別表第1の2項(1)~(8)、(10)、(10の2)又は別表の2項(1)の取引には、事前に審査課への相談が必要

■ 大量破壊兵器及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について(補完規制通達)

キャッチオール規制を的確に実施するため、その手続き等について取り扱っている。

なお、17版までは独立していた「あきらかガイドライン」「おそれの強い貨物例」「Know 通達」等の内容はこの通達にまとめられた。用語の解釈についても記載されている。

1. 輸出者が確認すべき事項(貨物・技術の確認、仕向地等の確認、用途の確認)

- ・おそれの強い貨物例…用途、需要者の確認を特に慎重に行う
- 対象:核兵器等の開発等に用いられる(p627)…41品目がリストアップ^o(核兵器, ミサイル, 生物・化学兵器)
- 通常兵器の開発等に用いられる(p630)…34品目がリストアップ^oされている
- ・あきらかガイドライン(p632)…旧おそれ省令、告示で「あきらかな場合を除く」を判断するガイド。

2. 事前相談…不明な点があれば安全保障貿易審査課に相談することができる。

3. 経済産業大臣から許可申請すべきと通知を受けた場合(インフォーム要件…p635)

4. 申請手続き…窓口は安全保障貿易審査課。必要な書類についても記載あり。

5. おそれがあること等を知った場合の取り扱いについて(旧:Know 通達…p640) →審査課に報告する

6. 用語の解釈(p.640)

- ・その貨物の輸出とは、個々の契約毎の輸出。一度許可をしたものでも、契約が異なれば新たな許可申請要否判断の対象となる。(同一貨物の同一需要者でも)
- ・文書等とは、通常の商慣習の範囲内で入手したもの。また、特異な言語で書かれた文書は該当しない。
→内容確認した場合はこの限りでない。
- ・輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消又は加工する者は、需要者に該当しない。
- ・需要者は法人単位で考慮することが原則とある。別法人であれば おそれ省令第2、3号の扱いは親会社にあっても該当しない。
- ・連絡手段は問わないが、ライバル企業等の第三者からの連絡は「連絡を受けた」に該当しない。
- ・取引実績があるだけで、入手した文書等または連絡を受けていない場合は、需要者要件に該当しない

■ 外国ユーザーリスト(p650)

掲載リストに掲載されている場合は、用途、条件等のチェックが必要。

リストには懸念される用途として、核、ミサイル、生物・化学兵器の何れかが記載されている。

→あきらかでない場合は、経済産業省への許可申請が必要。

■ 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等許可申請等に係る提出書類及び注意事項等について

(提出書類通達…p672)

許可申請において確認すべき事項、提出書類、許可後の手続き及び用語の解釈等が記載されている。

別表1…貨物、仕向地及び提出書類(p684)

別表2…技術、提供国及び提出書類(p690)

別表3…国及び地域区分の対照表(p697)

別表4…提出書類一覧(p702)

別記1…提出書類の記入要領(p712)

- 許可に係る審査期間等について(p759)
審査期間は原則として 90 日以内であり、90 日を超える場合には事前に通知される。
- 大量破壊兵器等関連貨物の迂回輸出について(p766)
迂回輸出に対する注意とキャッチオール規制の実効性を説いている。
- 大量破壊兵器等関連貨物・技術の輸出管理の対応強化(p767)
安保理決議1540、大量破壊兵器の不拡散に関するG8行動計画の採択等踏まえたもの。
→非国家主体(テロ組織等)への拡散防止
また、輸出管理社内規程(CP)の整備を通じた輸出管理の更なる徹底化をお願いしている。
- 輸出管理の包括的強化について(p767)
CPの整備とその確実な実施が、包括輸出許可の条件とされた。さらに、適宜、遵守状況の立入検査を実施する。大学、研究機関等への輸出管理必要性の周知、および海外子会社への支援強化。
- 輸出管理の厳正な実施について(p770,p773)
1.輸出管理の周知徹底 2.体制の整備・確実な実施 3.許可条件の遵守 等を改めて記述
また、経済産業省、CISTEC 等における情報・支援制度の活用についても説いている。
- 大学等における輸出管理の強化について(p772)
- [不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の策定又は見直しについて](#)(大臣通達・・・p774)
輸出管理内部規程(CP)の策定について規定している。
→①輸出管理体制、②取引審査、④出荷管理、⑤監査、⑥教育、⑦資料管理、⑧グループ会社、⑨違反
- [輸出管理内部規程の届出等について](#)(p775)
輸出管理内部規程(CP)を策定又は見直しを行った場合は、安全保障貿易検査官室に届け出る。
→届出が受理されると受理票(別紙2)が発行される。また、輸出者概要・自己管理チェックリスト(様式3)の提出も必要であり、受理されるとチェックリスト受理票(別紙3)が発行される。
なお、CP届出企業は(様式3)のチェックリストを毎年7月に安全保障検査官室宛に提出する。
・届出済みのCPに内容変更がある場合は、内容変更届(様式4)により提出する。
・合併、会社分割、事業譲渡等の組織変更があった場合には、内容変更と同等の手続きとなる。
ただし、存続する輸出者等がCP届出企業でない場合は、新規届出となる。
別紙1に輸出関連法規の遵守事項が記載されている。(p792)
→輸出関連資料は、出荷(提供)から7年間保存することと記載あり。(ただし、5ら16項については5年)
- [包括許可取扱要領](#)(p794)
外為法第48条第1項、第25条第1項の許可に関するもので、「一般包括許可」、「特別一般包括許可」、「特定包括許可」、「特別返品等包括許可」及び「特定子会社包括許可」に関する要件、条件、申請手続き及び有効期間等について定められている。ただし、輸出令別表第3の2、別表4の地域を経由又は仕向地とする場合は適用不可。電子申請を前提としており、有効期限はすべて3年となっている。
なお、一般包括以外の包括許可取得に際しては、輸出管理内部規程(CP)の整備、チェックリスト受理票の交付、実地調査の事前実施が条件となっている。
別表Aに貨物のマトリックス(包括許可での貨物・仕向地の組み合わせ)が、別表Bに技術のマトリックスが添付されている。(別表A:p841、別表B:p850)
・一般包括(旧ホワイト包括):第2~14項の別表第3の国向けを限定とするもの。
また、該非確認責任者及び統括責任者の登録書、もしくはCP整備とチェックリスト受理票交付が条件
・特別一般包括許可(特一包括):第2~15項のものに対する一括許可。
・特定包括:継続的な取引関係にある第2~14項のものに対する一括許可。
・特別返品:別1の1項貨物の不具合による返品、修理または異品のためのもの。
ただし、過去1年間に該当する貨物の輸出または技術の提供を5回以上の実績が必要
運用体制において十分な知識を有した管理責任者が必要
・特定子会社:海外子会社(50%資本超)向けで第2~15項のものに対する一括許可。
- 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(特定手続通達:p979)
輸出許可、役務取引許可、包括許可等について電子申請する場合の手続き・運用を定めている。
- 関税定率法別表の抜粋(p1139)

＜関税法＞ …「関税法ミニガイド」として、別出あり。

◆**関税法**

第67条(輸出または輸入の許可)

貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。ただし、旅客又は乗客員の携帯品については、税関において輸出申告書の提出を求める場合を除き原則として口頭申告することができる。

■**関税法施行令**

第58条(輸出申告の手続き)

輸出しようとする貨物についての法第67条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない。

ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、…記載を省略させ、また、携帯品である時は、口頭で申告させることができる。

- ①貨物の記号、番号、品名、数量及び価格 ②貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称
③貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号 ④貨物の蔵置場所 ⑤その他参考となるべき事項

■**関税法基本通達**

第67-2-7(旅具通関扱いをする貨物)

携帯して輸出する貨物で、許可不要であり、輸出令別表第6(出国者の携帯品等)に掲げられ、総額が30万円程度以下のもの(託送品等の規定も別途あり)

第67-2-8(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)

携帯して輸出する貨物については、口頭申告とする。(通常は、航空会社のチェックインで通関)
旅客が許可書の発給を要求する場合は、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」を2通提出。
→どちらかと云うと、持ち帰り(入国)時の対応。

山根技術士事務所 '21-5-15